

フィーダー補助金のイロハ part2

(交付申請＋事業評価編)

令和8年10月9日

関東運輸局交通政策部交通企画課



公共交通利用促進キャラクター
「のりたろう」



関東運輸局

Kanto District Transport Bureau

注) 当資料は令和8年10月時点の要綱・要領等を反映し作成したものです。
申請にあたっては、最新の要綱・要領等を確認するようお願いします。

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)
4. 事業評価

- 1. 交付申請書(運行費)作成のポイント**
2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)
4. 事業評価

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

提出書類

- ① 様式第1-8 申請書表紙 ← 1 協議会につき 1 枚
- ② 様式第1-8 申請書 2. 以降
- ③ 事業報告書(損益明細表)
- ④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績
- ⑤ 運行回数・実車キロ/サービス提供時間の挙証書類

路線型と区域型は分けて、
1 運行事業者ごとに 1 セット

様式第1-8(日本産業規格A5用4種)

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 ○○市地域公共交通活性化協議会
住所 ○○県○○市1-1
代表者氏名 会長 交通 太郎

令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)交付申請書

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の種別
○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運行系統数	補助金の額
○	○,○○○千円

① 様式第1-8
申請書表紙

様式第1-8 申請書 2. 以降

② 様式第1-8
申請書(2. 以降)

一般旅客自動車運送事業損益明細表

事業報告書(損益明細表)

③ 事業報告書
(損益明細表)

様式第1-5 運行系統別輸送実績

④ 様式第1-5
運行系統別輸送実績

⑤ 運行回数・実車キロ
算出表

④ 様式第1-5
運行系統別輸送実績

⑤ 運行回数・実車キロ
算出表

××バス(株)の分(路線型)

② 様式第1-8
申請書(2. 以降)

③ 事業報告書
(損益明細表)

④ 様式第1-5
運行系統別輸送実績

⑤ サービス提供時間
・運行回数内訳表

△△タクシー(株)の分(区域型)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

① 様式1-8 (申請書表紙)

様式第1-8(日本産業規格A列4番)

□□□第○号
令和8年 月 日

消さずにそのまま記載

文書番号を付さない場合、
様式の「番号」の記載は
削除して下さい。(文書番
号は必須ではありません)

国土交通大臣 殿

大臣の名前は記載不要です。

氏名又は名称 ○○市地域公共交通活性化協議会
住 所 ○○県○○市1-1
代 表 者 氏 名 会 長 交 通 太 郎

協議会名、住所、代表者名の順番は
変えないで下さい。
押印は不要です。

令和8年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保
維持費国庫補助金)交付申請書

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助
金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
○	○, ○○○千円

・ 補助対象外(運行割合30%未
満、1運行当たりの輸送量が2人
未満、等)となる系統を除いた系
統数を記載
・ 補助対象系統の運行事業者が複
数いる場合は、全事業者分を合計
した数を記載

・ 千円単位で記載
・ 補助対象系統の運行事業者が複数いる
場合は、全事業者分を合計した額を記載

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

⑤ 運行回数・実車キロ算出表(路線型)

②～⑤については、資料を作る順で説明いたします!



系統ごとに作成します。日々の「運行回数」「運休回数」「実車走行キロ」を入力すると、年間の合計値を算出することができます。往復系統と循環系統で、エクセルのシートが分かれていますので入力時に気を付けましょう。

下の表に入力した数値から年間の回数・実車キロが自動計算されます

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型運行)運行回数・実車キロ算出表(令和7年10月～令和8年9月実績)

<往復系統>

往復系統では
運行回数を
1往復=1回、
片道=0.5回と
カウントします。

自治体名		事業者名		申請番号		運行系統名	
系統キロ程(往路)		系統キロ程(復路)		運行日数		定期運行・不定期運行の別	
実績運行回数	回	運休回数	回	運休回数のうち、みなし運行回数	回	実車走行キロ	キロ

やむを得ない運休の具体例は実施要領2.(1)⑤イを参照ください。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
10月	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	合 計	運行回数
	運行 便数																																0	月 合 計
		往 路																															0	0
	運休 便数	復 路																															0	0
		往 路																															0	0
実車走行キロ(km)																																		

下の表に入力した数値から年間の回数・実車キロが自動計算されます

地域内フィーダー系統確保維持事業(路線型運行)運行回数・実車キロ算出表(令和7年10月～令和8年9月実績)

<循環系統>

循環系統では
運行回数を
1循環=1回と
カウントします。

自治体名		事業者名		申請番号		運行系統名	
系統キロ程(1循環)				運行日数		定期運行・不定期運行の別	
実績運行回数	回	運休回数	回	運休回数のうち、みなし運行回数	回	実車走行キロ	キロ

		:土日				:祝日																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
10月	曜 日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	合 計			
	運行回数																																			
	運休回数																																			

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

⑤ サービス提供時間・運行回数内訳表(区域型)

令和8年度 地域内フィーダー系統補助 区域型運行 サービス提供時間・運行回数内訳表							
対象年月:		2025 年					
		10 月					
運行事業者名:		〇〇(株)		← 土日			
補助対象系統(申請番号):		(1) △△地区デマンドタクシー		← 祝日		(単位: 時間)	(単位: 回)
日付	曜日	実運行時間	待機時間	回送時間	予約受付時間	サービス提供時間	運行回数
R7.10.1	水					0.00	
R7.10.2	木					0.00	
R7.10.3	金					0.00	
2026.7		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
2026.8		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
2026.9		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
計		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
6月	7月	8月	9月	(提出様式)集計	+	:	◀▶

月ごとのシート

系統(区域)ごとに作成します。日々の「サービス提供時間」とその内訳、「運行回数」を入力すると、年間の合計値を算出することができます。

Excelシートは月ごとにあり、そこに入力すると年間の「集計」シートに反映されます。

やむを得ない運休の具体例は実施要領2.(1)⑤イを参照ください。

サービス提供時間とは、事業開始時間から事業終了時間までの間をいい、実運行時間の他、待機時間、回送時間、予約受付時間を含めます。以下が、それぞれの定義となります。※同じ時間帯に行っているサービス提供時間を重複して積算することはできません。

○**実運行時間** 旅客が乗車して運行している時間

○**待機時間** (出先等で) 実運行せず次回の補助対象事業の予約に備えて待機した時間(ただし休憩時間及びその他事業に従事した時間を除く)

※事務所、車庫等で次の運行まで待機している、または予約が入るまで待機している時間は待機時間に含まれません。補助対象事業の運行のために必要な作業時間(点検、点呼、清掃、給油、日報整理等)は待機時間に含まれます。

○**回送時間** 運行開始のため出庫・終了した後、帰庫した時間、運行終了後次の運行の乗車地点まで回送した時間(ただし、帰庫する途中に乗用事業等ほかの事業を行った場合の時間を除く)

○**予約受付時間** 補助対象事業の予約を実際に受け付けた時間

※実際に予約受付の対応している時間(通話時間)は含まれるが、予約の電話を待っている時間は含まれません。

デマンド予約が無く、一般(乗用)タクシーの運行に切り替えた場合、当該時間は乗合タクシーの「サービス提供時間」に含めないでください。



1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

③ 事業報告書(損益明細表)

事業報告書

毎年運送事業者が運輸支局輸送部門に提出する旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000113.htmlと同様の様式です。

※「事業報告書」とは以下の一式を指します。

- 事業概況報告書
- (事業別) 損益明細表【必須】
- (事業別) 人件費明細表
- (事業別) 固定資産明細表
- (法人全体の) 損益計算書(様式任意)
- (法人全体の) 貸借対照表(様式任意)

運送事業者に委託している場合、当該運送事業者に事業報告書(自家用有償運送事業者は自家用有償運送収支計算書)の作成を依頼して下さい。(自治体有償運送を行っている場合は、自ら作成)



第1号様式 (第2条関係) (日本運送業法第4条第4項) 第2表

種別 乗合 貸切 乗用

一般旅客自動車運送事業損益明細表

令和〇年10月1日から令和〇年9月30日まで

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3

事業者名 〇〇交通株式会社

(単位:千円)

営業収益	運送収入	4,500
	その他の	500
	計	5,000
営業費用	運送原価	0
	人件費	30,000
	燃料油費	5,000
	ガソリン費	0
	燃料油費	0
	LPガス費	0
	その他の	0
	計	5,000
	修繕費	3,000
	その他の	0
営業外収益	事業用自動車	3,000
	減価償却費	5,000
	計	5,000
	固定資産売却益	7,000
	施設使用料	0
	自動車リース料	0
	施設使用料	0
	施設使用料	0
	施設使用料	0
	施設使用料	0
営業外費用	手数料等	20,000
	その他の	27,000
	計	30,000
	人件費	30,000
	その他の	0
	計	30,000
	営業外収益	95,000
	その他の	10
	計	10
	営業外費用	510
経常損益	計	510
	営業外収益	500
	経常損益	95,500

備考 1 事業の種別ごとに別表とし、種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
2 手数料等の欄には、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り記入すること。

自家用有償運送収支計算書

旅客運送以外の事業を行っている場合は他事業と明確に区別した費用及び収益が把握できるよう算出した「自家用有償運送収支計算書」を作成します。

協議会名 〇〇協議会

運送者名 NP〇法人〇〇

補助対象期間 令和〇年10月1日～令和〇年9月30日

自家用有償運送収支計算書

(単位:千円)

	自家用有償運送(路線型)	自家用有償運送(区域型)	自家用有償運送合計額(1+2)	その他の事業合計額
【営業収益】				
運送収入	500	0	500	0
運送雑収入	0	0	0	0
営業収益合計	500	0	500	0
【営業費用】				
人件費	500	0	500	0
燃料油費	200	0	200	0
修繕費	100	0	100	0
固定資産償却費	0	0	0	0
保険料	200	0	200	0
施設使用料	0	0	0	0
自動車リース料	0	0	0	0
運送使用料	0	0	0	0
施設使用料	0	0	0	0
その他経費	1,000	0	1,000	0
運送費小計	2,000	0	2,000	0
一般管理費	1,000	0	1,000	0
営業費用合計	3,000	0	3,000	0
【営業損益】	▲2,500	0	▲2,500	0
営業外収益	0	0	0	0
営業外費用	0	0	0	0
【営業外損益】	0	0	0	0
【経常損益】	▲2,500	0	▲2,500	0

- 補助対象となる期間(R7年10月～R8年9月)のみで仮決算、R8年4月から補助対象の場合はR8年4月～9月の期間となります。
- 他の事業(貸切、乗用など)と明確に区別し、一般乗合として作成して下さい。
- 乗合事業を行っている事業者が、路線型・区域型両方運行している場合は、他の乗合事業と区別し、それぞれに限定した事業報告書を作成します。なお補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線(他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く)を対象に作成して下さい。
- 収益や費用など、損益状況については、消費税相当額を控除した額を記載して下さい。
- 「補助金」や「委託料」は、営業収益には含めないで下さい。(営業外収益として計上)
- 車両減価償却費補助を活用する場合は、運行費補助の算出に際して作成する乗合事業全体の経常費用に、車両の補助対象経費分を計上しないで下さい。(「補助額」分ではないので注意。補助対象経費の上限を超える分は計上してもよい。)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

第1号様式 (第2版関係) (日本交通運輸A第4巻) 第2表

種別 乗合 貸切 乗用

事業者番号

一般旅客自動車運送事業損益明細表

令和 〇年 10 月 1 日から令和 〇年 9 月 30 日まで

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2番3

事業者名 〇〇交通株式会社

(単位:千円)

営業収入	運送収入	4,500
	その他	500
	計	5,000
営業費用	運送雑費	0
	合計	5,000
営業費用	人件費	30,000
	燃料油費	5,000
	ガソリン費	5,000
	軽油費	0
	LPガス費	0
	その他	0
	計	5,000
	修繕費	3,000
	事業用自動車	0
	計	3,000
	減価償却費	5,000
	その他	0
	計	5,000
	保険料	7,000
	施設使用料	0
	自動車リース料	0
	施設賦課税	0
	事故賠償費	0
	道路使用料	0
	手数料等	0
	その他	20,000
	計	27,000
	一般管理費	30,000
	その他	0
	計	30,000
	合計	100,000
営業外収入	営業損益	95,000
	金融収入	10
	その他	0
	合計	10
営業外費用	金融費用	0
	その他	510
	合計	510
	営業外損益	500
	経常損益	95,500

備考 1. 事業の開始と終了は、営業の開始と終了の日を以てし、前年度と異なる場合は、前年度と異なることを示す。
2. 当該年度の損益は、一般乗用自動車運送事業の損益に算入される。

損益明細表に含める範囲について(練習問題)

次のA社・B社の事例では、どの項目を損益明細表に含めるべきでしょうか？

(問題1)A社の事例

A社は、神奈川県内の△△町のコミュニティバス(路線型運行)を補助対象として申請する。営業所は3都県にあり、各営業所で下記の①～⑩の事業を行っている。このうち、路線型のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

東京営業所

①高速バス、②〇〇市コミュニティバス(フィーダー補助対象外)、③貸切バス

神奈川営業所

④路線バス(幹線補助対象)、⑤高速バス、⑥△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑦△△町デマンド型ワゴン(区域型、フィーダー補助対象)

静岡営業所

⑧路線バス、⑨××市コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑩××市スクールバス(特定旅客)

(問題2)B社の事例

B社は、茨城県内の△△町のデマンドタクシー(区域型運行)を補助対象として申請する。営業所は3県にあり、各営業所で下記の①～⑧の事業を行っている。このうち、区域型の時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

宮城営業所

①一般乗用タクシー、②〇〇市乗合タクシー(路線型)、③貸切バス

茨城営業所

④一般乗用タクシー、⑤△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑥△△町デマンドタクシー(区域型、フィーダー補助対象)

福岡営業所

⑦××市乗合ワゴン(区域型、フィーダー補助対象外)、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行(21条許可)

ヒントは・・・

- 一般乗合以外の事業(一般貸切、一般乗用、特定旅客、21条)は除外すること
- 路線型と区域型は区別すること
- 一般乗合のなかでも、高速バスと定期観光は除外すること
- 他市町村・他県でも合算すること
- 補助対象か否かは無関係！

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

損益明細表に含める範囲について(答え合わせ)

(問題1の回答)A社の事例

A社は、神奈川県内の△△町のコミュニティバス(路線型運行)を補助対象として申請する。営業所は3都県にあり、各営業所で下記の①～⑩の事業を行っている。このうち、路線型のキロ当たり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

⇒貸切バス、特定旅客、高速バス、区域型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。

東京営業所	①高速バス、②〇〇市コミュニティバス(フィーダー補助対象外)、③貸切バス
神奈川営業所	④路線バス(幹線補助対象)、⑤高速バス、⑥△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑦△△町デマンド型ワゴン(区域型、フィーダー補助対象)
静岡営業所	⑧路線バス、⑨××市コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑩××市スクールバス(特定旅客)

(問題2の回答)B社の事例

B社は、茨城県内の△△町のデマンドタクシー(区域型運行)を補助対象として申請する。営業所は3県にあり、各営業所で下記の①～⑧の事業を行っている。このうち、区域型の時間あたり費用単価算出基礎となる「損益明細表」に含めるのはどの事業でしょうか？

⇒一般乗用タクシー、貸切バス、特定旅客、21条、路線型運行は除外し、地域は問わず残ったものをすべて計上します。

宮城営業所	①一般乗用タクシー、②〇〇市乗合タクシー(路線型)、③貸切バス
茨城営業所	④一般乗用タクシー、⑤△△町コミュニティバス(フィーダー補助対象)、⑥△△町デマンドタクシー(区域型、フィーダー補助対象)
福岡営業所	⑦××市乗合ワゴン(区域型、フィーダー補助対象外)、⑧◇◇町乗合タクシー実証運行(21条許可)

様式第1-8 申請書2. の(□)欄「補助対象期間の実車走行キロ」「補助対象期間のサービス提供時間」も、上記と同じ範囲で計上します。



1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

Q 損益明細表に、フィーダー補助金の対象となっていない他路線や他区域の分まで含めるのはなぜですか？



A フィーダー補助金の算出基礎となる、各運送事業者ごとの「費用単価」は、当該運送事業者の路線型運行（高速バス・定期観光を除く）全体の費用を、全体の実車走行キロで割って算出／区域型運行全体の費用を、全体のサービス提供時間で割って算出するためです。

（複数地域で事業を行っている場合でも、当該事業者の費用単価は全国同一となります）



『費用単価』を算出するための部分

【路線型】：当該運送事業者の全営業所の一般乗合・路線型の経常費用（イ）を、全営業所の一般乗合・路線型の実車走行キロ合計値（ロ）で割った値が、**路線型の実車走行キロあたり経常費用（ハ）**

【区域型】：当該交通事業者の全営業所の一般乗合・区域型の経常費用（イ）を、全営業所の一般乗合・区域型のサービス提供時間合計値（ロ）で割った値が、**区域型のサービス提供時間あたり経常費用（ハ）**

② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線定期・路線不定期)運行】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,250 千円	営業外収益	300 千円	経常収益	1,550 千円
	営業費用	5,100 千円	営業外費用	1,020 千円	経常費用(イ)	6,120 千円
	営業損益	▲ 3,850 千円	営業外損益	▲ 720 千円	経常損益	▲ 4,570 千円
補助対象期間の実車走行 キロ(ロ)	26,000.0 km				経常収支率	25.33 %

のりたろうバス線

この記載は、8 ページの「③事業報告書（損益明細表）」から引用することになります。
損益明細表の記載と合致する必要があります。

3. キロ当たり補助対象経常費用

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 イ÷ロ＝ハ	地域キロ当たり 標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
北関東	235円. 38銭	316円. 72銭	235円. 38銭

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	利便増 進特例 措置又 は運送 継続特 例措置	運行 系統名	運行系統			計画運行回数 (イ)	実績運行回数 (ロ)	運休回数 (ハ)	運休回数のうち1 2条2項ただし書に よりやむを得ないと して大臣が認めた 回数 (ニ)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限と する。) (ホ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロッ ク外乗入部 分のキロ程 ト	同一補助ブ ロック市区 町村外乗入 部分のキロ 程 チ	補助ブロック外乗入れ 部分及び同一補助ブ ロック市区町村外乗入 れ部分以外のキロ程の 比率 (ヘ÷(ト+チ))÷ヘ×リ
				起点	主な 経由地	終点									
〇〇市	1	—	のりたろう号Aコース	〇〇駅	△△病院	□□市役所	680. 回	677. 回	3 回	1 回	99.70 %	往 10.5km 復 10.6km	往 復	往 2.1km 復 2.0km	80.568%
〇〇市	2	—	のりたろう号Bコース	△△病院	〇〇公民館	〇〇駅	400. 回	400. 回	0 回	0 回	100.00 %	14.5km 循環	往 復	往 復	100.000%
												往 0.0km 復 0.0km	往 復	往 復	
合計															

こちらには、補助対象系統
のみを入れてください！（事
業全体ではありません）

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績(路線型)

②「運行回数」は添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1-8 2.以降の実績運行回数(ろ)と同じ値(計画運行回数よりも多くなることはない)

③「1人平均乗車キロ」は、実態調査やサンプルデータから算出した数値(任意の日(2~3日程度)において、乗客の各乗車区間のキロ程を乗車人数で割ったキロ数の平均により算出)

④「輸送人キロ」=
輸送人員 × 1人平均乗車キロ

様式第1-5(日本産業規格A列4番)

事業者名	のりたろうバス株
------	----------

運行系統別輸送実績(令和8年度)【フィーダー系統】

運行系統						年間輸送実績										経常収益			経常費用	市町村の別	備考			
申請 番号	運行形態	運行系統名 (乗用タクシーの場合は 運行サービス名)	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行回数	輸送人員	1運行 当たり 輸送人員	1人平均 乗車キロ	輸送 人キロ	実車走行 キロ	サービス提供時間(時間)				運送収入	運送雑収	営業外 収益	計	1系統当たり 経常費用 (乗用タクシーの場 合は運行サービス 当たりの経常費用)			
							(A) (回)	(B) (人)	(B)/(A) (人/回)	(km)	(人キロ)	(km)	実運行 時間	待機 時間	回送 時間	予約受付 時間	(C) (円)	(D) (円)	(E) (円)	(C)+ (D)+(E)				
1	路線定期運行	のりたろう号 Aコース	〇〇駅	△△病院	□□市役所	往 10.5km 復 10.6km	677.0	1,500	2.2	4.6	6,900.0	14,284.7	0.0					240,000	150,000	0	390,000	3,362,332	〇〇市 △△市	
2	路線定期運行	のりたろう号 Bコース	△△病院	〇〇公民館	〇〇駅	14.5km 循環	400.0	980	2.4	6.1	5,978.0	5,800.0	0.0					165,000	78,000	0	243,000	1,365,204	〇〇市	
合計							1,077.0	2,480			12,878.0	20,084.7	0.0					405,000	228,000	0	633,000	4,727,536		

①計画認定申請時に提出した、添付資料「表1」と同一の記載。(変更届を提出している場合は、変更後の表1の内容を記載。)

⑤「実車走行キロ」は、小数点第1位まで算出(第2位以下切捨)し、添付資料「運行回数・実車キロ算出表」と整合。様式1-8 2以降の実車走行キロ(ヌ)と同じ値

⑥経常収益の内訳
「運送収入」: 旅客に係る運賃
「運送雑収」: 運送収入以外の営業上の収益(例: 広告収入)
「営業外収益」: 営業活動に付随して行われる金融収益(例: 預貯金利息)や流動資産売却益、車両売却益、不用品売却代、諸手数料等(系統ごとに按分)

⑦「経常費用」は様式第1-8「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 イ÷ロ=ハ」×「⑤実車走行キロ」により算出(端数切捨)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

④ 様式第1-5 運行系統別輸送実績(区域型)

②「運行回数」は添付資料「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合。様式1-8 2以降の実績運行回数(ろ)と同じ回数(実績運行回数が計画運行回数を上回った場合についても実際に運行した回数を記載)

⑤「経常費用」は様式第1-8「補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ＝ハ」×「③サービス提供時間」により算出(端数切捨)

様式第1-5(日本産業規格A列4番)

事業者名 ㈱のりたろう交通

運行系統別輸送実績(令和8年度)【フィーダー系統】

運行系統						年間輸送実績										経常収益				経常費用	市町村の別	備考		
申請 番号	運行形態	運行系統名 (乗用タクシーの場合は 運行サービス名)	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	② 運行回数 (A) (回)	輸送人員 (B) (人)	1運行 当たり 輸送人員 (B)÷(A) (人/回)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	実車走行 キロ (km)	サービス提供時間(時間)				運送収入 (C) (円)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (C)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (乗用タクシーの場 合は運行サービス 当たりの経常費用)			
													実運行 時間	待機 時間	回送 時間	予約受付 時間								
1	区域型運行	市街地デマンド		市街地全域			3,800.0	5,400	1.4				1,343.3	785.15	30.55	467.20	60.45	678,000	105,000	0	783,000	5,394,934	〇〇市	
2	区域型運行	山間部デマンド		山間部全域			1,200.0	1,650	1.3				427.3	240.05	10.40	168.55	8.35	380,900	78,000	0	458,900	1,716,113	〇〇市	
合計							5,000.0	7,050			0.0	0.0	1,770.6					1,058,900	183,000	0	1,241,900	7,111,047		

① 認定申請時に提出した、添付資料「表1」と同一の記載。(変更届を提出している場合は、変更後の表1の内容を記載。)
「主な経由地」欄に「営業区域」を記入。

③「サービス提供時間」欄は、添付資料「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合(年間の合計値を小数点第2位以下切捨)。様式1-8 2以降のサービス提供時間(へ)と同じ値

④ 経常収益の内訳
「運送収入」: 旅客に係る運賃
「運送雑収」: 運送収入以外の営業上の収益(例: 広告収入)
「営業外収入」: 営業活動に付随して行われる金融収益(例: 預貯金利息)や流動資産売却益、車両売却益、不用品売却代、諸手数料等(系統ごとに按分)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

この様式は次ページに続きます

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(路線型(路線定期・路線不定期)運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,250 千円	営業外収益	300 千円	経常収益	1,550 千円
	営業費用	5,100 千円	営業外費用	1,020 千円	経常費用(イ)	6,120 千円
補助対象期間の実車走行 キロ(ロ)	26,000.0	km	営業損益	▲ 3,850 千円	営業外損益	▲ 720 千円
			経常損益	▲ 4,570 千円		
			経常収支率	25.33	%	

①: 事業用の場合:「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合
自家用有償運送の場合:「自家用有償運送収支計算書」と整合
損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

のりたろうバス(株)

運行事業者名を記入

3. キロ当たり補助対象経常費用

④: 銭未満の端数切捨て

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 イ÷ロ=ハ	地域キロ当たり 標準経常費用 ニ	キロ当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
北関東	235円. 38銭	347円. 58銭	235円. 38銭

②: 補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての路線型(他市のコミバス等も含む、高速バス・定期観光バスは除く)の合計値を記載。小数点第1位まで(第2位以下切捨)

③・⑤: 補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請 番号	利便増 進特例 措置又は運送 継続特 例措置	運行 系統名	運行系統			計画運行回数 (い)	実績運行回数 (ろ)	運休回数 (は)	運休回数のうち1 2条2項ただし書 によりやむを得ない として大臣が認め た回数 (に)	運行割合 (100%を超える場 合は100%を上限 とする。) (ほ)	系統キロ程 ヘ	補助ブロッ ク外乗入部 分のキロ程 ト	同一補助ブ ロック市区 町村外乗 入部分のキ ロ程 チ	補助ブロック外乗入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 入れ部分以外のキ ロ程の比率 (ヘ÷(ト+チ))×100
				起点	主な 経由地	終点									
〇〇市△△市	1	—	のりたろうAコース	〇〇駅	△△病院	□□市役所	680. 回	677. 回	3 回	1 回	99.70 %	往 10.5km 復 10.6km	往 2.1km 復 2.0km		80.568%
〇〇市	2	—	のりたろうBコース	△△病院	〇〇公民館	〇〇駅	400. 回	400. 回	0 回	0 回	100.00 %	14.5km 循環	往 復 往 復		100.000%
合計															

⑥: 認定申請時に提出した、添付資料「表1」と整合(変更届が提出されている場合、変更後の内容と整合。)

⑦: 添付書類「運行回数・実車キロ算出表」と整合
様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数(A)」と整合
「に」欄:「運休回数(は)」のうち、天災その他のやむを得ない事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの
挙証書類を添付(実車走行キロとしてカウント不可)

⑨: 複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区間がある場合、及び他自治体が別途計画に
位置づけ交付申請する区間がある場合に記載する。

⑧: ((ろ)+(に))÷(い)で算出。100%を上限とし、小数点第2位まで記載(第3位以下切捨て)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

② 様式第1-8 申請書2. 以降(路線型)

前ページからの続きです

⑩: 様式第1-5「運行系統輸送実績」の「実車走行キロ」と整合
小数点第1位まで記載(第2位以下切捨)

⑫: 様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常収益=(C)+(D)+(E)」と整合

⑭: 系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円未満の端数切捨

⑮: 上限額については19ページに詳細説明

市区町村	申請番号	実車走行キロ ⑩ ヌ	補助対象経常費用 ⑪ ホ×ヌ=ル	補助対象系統の経常収益 ⑫ ヲ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ルーヲ=ワ	ワのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ワ×リ=カ	補助対象経費 ⑬ ヨ	補助対象経費の1/2 ⑭ ヨ×1/2=タ	国庫補助上限額 ⑮ レ	国庫補助金申請額 ⑯ ソ
〇〇市	1	14,284.7 km	3,362,332 円	390,000 円	2,972,332 円	2,394,748 円	2,394 千円	1,197. 千円	380. 千円	380. 千円
〇〇市	2	5,800.0 km	1,365,204 円	243,000 円	1,122,204 円	1,122,204 円	1,122 千円	561. 千円	400. 千円	400. 千円
		km	円	円	円	円				. 千円
合計		20,084.7 km	4,727,536 円	633,000 円	4,094,536 円	3,516,952 円	3,516 千円	1,758 千円	780. 千円	780. 千円

⑪: 円未満の端数切捨(ル欄はあくまで「補助対象」経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります)

⑬: (カ)を千円単位にした数値を記載し、千円未満の端数切捨

⑯: 「国庫補助金申請額」は(タ)または(レ)のいずれか少ない方、合計の千円未満の端数切捨

市区町村	申請 番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヌ-ワ=ツ	損失額から国庫補助額 を控除した額 ツーソ=ネ	ネの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
〇〇市	1	2,972,332 円											⑰:「ネの負担者とその負担割合」は、「損失額から国庫補助額を控除した額(ネ)」の額(＝補助額を引いた赤字額)を誰がいくら負担するのかを記載。合計額が(ネ)の額と合致。
〇〇市	2	1,122,204 円											
		円											
合計		4,094,536 円	3,314,536 円	円	%	3,314,536 円	100 %	円	%	円	%		

⑰: 「ネの負担者とその負担割合」は、「損失額から国庫補助額を控除した額(ネ)」の額(=補助額を引いた赤字額)を誰がいくら負担するのかを記載。合計額が(ネ)の額と合致。

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

② 様式第1-8 申請書2. 以降(区域型)

この様式は次ページに続きます

①: 事業用の場合:「事業報告書」の「一般旅客自動車運送事業損益明細表」と整合
自家用有償運送の場合:「自家用有償運送収支計算書」と整合
損益明細表の記載が円単位の場合は、百の位を四捨五入する。

2. 補助対象期間における損益の実績【地域内フィーダー系統(区域型運行)】

補助対象期間の 損益状況	一般乗合旅客自動車運送事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	1,511 千円	営業外収益	210 千円	経常収益	1,721 千円
	営業費用	7,956 千円	営業外費用	680 千円	経常費用(イ)	8,636 千円
	営業損益	▲ 6,445 千円	営業外損益	▲ 470 千円	経常損益	▲ 6,915 千円
補助対象期間のサービス提供時間(ロ) ②	2,150.3 時間			経常収支率	10.03%	

(術)のりたろう交通

運行事業者名を記入

3. キロ当たり補助対象経常費用

④: 銭未満の端数切捨て

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 イ÷ロ=ハ	地域時間当たり標準経常費用 ニ	時間当たり経常費用 ハとニのいずれか少ない額 ホ
北関東 ③	④ 4016円. 18銭	⑤ 3776円. 77銭	3,776円. 77銭

②: 補助対象であるか否かを問わず、当該事業者の全ての区域型(他市のデマンド等も含む)の合計値を記載。
小数点第1位まで(第2位以下切捨)

③・⑤: 補助ブロック名及び地域時間当たり標準経常費用については、18ページ参照

4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合

市区町村	申請番号	利便増進特例措置又は運送継続特例措置	運行系統名	営業区域	計画運行回数(イ)	実績運行回数(ロ)	運休回数(ハ)	運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数(ニ)	運行割合(100%を超える場合は100%を上限とする。)(ホ)	サービス提供時間	補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率
〇〇市	1	-	市街地専用	市街地全域	3,600 回	3,800 回	0 回	0 回	100.00 %	⑨ 1,343.3 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
〇〇市	2	-	山間部専用	山間部全域	800 回	1,200 回	0 回	0 回	100.00 %	⑨ 427.3 時間	0.0 時間	0.0 時間	100.000%
合計	⑥					⑦			⑧	⑨			⑩

⑥: 認定申請時に提出した、添付資料「表1」と整合(変更届が提出されている場合、変更後の内容と整合。)

⑦: 添付書類「サービス提供時間・運行回数内訳表」と整合
様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「運行回数(A)」と整合
「ニ」:「ハ」欄のうち、天災その他のやむを得ない事情がある場合の運休回数。利用者への案内文などの挙証書類を添付

⑧: $((ロ) + (ニ)) \div (イ)$ で算出。
100%を上限とし、小数点第2位まで記載(第3位以下切捨て)

⑩: 複数市区町村にまたがる系統で、補助対象外となる区域がある場合、及び他自治体が別途計画に位置づけ交付申請する区域がある場合に記載する。

⑨: 様式第1-5「運行系統輸送実績」の「サービス提供時間」と整合、小数点第1位まで記載(第2位以下切捨)

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

② 様式第1-8 申請書2. 以降(区域型)

前ページからの続きです

⑪: 円未満の端数切捨(又欄はあくまで「補助対象」経常費用であることから、様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常費用」とは異なる場合があります)

⑭: 系統毎に百円単位(0.5千円)まで記載し、合計の千円未満の端数切捨

⑮: 上限額については19ページにて詳細説明

市区町村	申請番号	⑪ 補助対象 経常費用 ホ×ヘ=ヌ	⑫ 補助対象系統 の経常収益 ル	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ヌール=ヲ	ヲのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック市 区町村外乗入部分 以外に係るもの ヲ×リ=ワ	⑬ 補助対象経費 カ	⑭ 補助対象経費の1/2 カ×1/2=ヨ	⑮ 国庫補助 上限額 タ	⑯ 国庫補助金 申請額 レ
〇〇市	1	5,073,335 円	783,000 円	4,290,335 円	4,290,335 円	4,290 千円	2,145.0 千円	1,891. 千円	1,891. 千円
〇〇市	2	1,613,813 円	458,900 円	1,154,913 円	1,154,913 円	1,154 千円	577.0 千円	509. 千円	509. 千円
合計		6,687,148 円	1,241,900 円	5,445,248 円	5,445,248 円	5,444 千円	2,722. 千円	2,400 千円	2,400. 千円

⑫: 様式第1-5「運行系統別輸送実績」の「経常収益=(C)+(D)+(E)」と整合

⑬: (ワ)を千円単位にした数値を記載し、千円未満の端数切捨

⑯: 「国庫補助金申請額」は(ヨ)または(タ)のいずれか少ない方、合計の千円未満の端数切捨

市区町村	申請番号	経常費用から 経常収益を控除 した額 ハ×ヘール=ソ	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ソーレ=ツ	ツの負担者とその負担割合							
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
〇〇市	1	4,611,934 円									
〇〇市	2	1,257,213 円									
合計		5,869,147 円	3,469,147 円		0 %	3,147,147 円	90.7 %		0 %		0 %

⑰: 「ツの負担者とその負担割合」は、「損失額から国庫補助額を控除した額(ツ)」の額(=補助額を引いた赤字額)を誰がいくから負担するのかを記載。合計額が(ツ)の額と合致。

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

補助ブロック名及び地域キロ当たり標準経常費用

標準経常費用単価は、毎年度、国土交通省が決定し、通達にてお示ししています（令和7年度の通達は令和7年10月20日発出）。通達が出ましたら、メールにて各自治体様にお知らせいたします。

【参考】令和7年度単価（令和8年度交付申請には令和8年度の単価をご記入下さい）

ブロック名	対象地域	路線型・キロ当たり単価		区域型・時間当たり単価	
		一般乗合	自家用有償	一般乗合	自家用有償
北関東	群馬県、栃木県、茨城県	347円58銭	418円95銭	3,776円 77銭	4,552円 34銭
千葉	千葉県	491円04銭	592円03銭		
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区、神奈川県（「京浜」及び「山梨・静岡」に属する地域を除く）	578円97銭	697円86銭		
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市、横浜市	660円06銭	796円25銭		
山梨・静岡	山梨県、静岡県、神奈川県西部（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）	445円24銭	536円67銭		

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

市町村の上限額の算出方法について

各年度における「市区町村毎の国庫補助上限額」の算定方法については、当該年度の秋頃に通達にてお示ししています（令和7年度の通達は令和7年10月20日発出、令和7年12月25日一部改訂）。

「R7上限額通達より抜粋」 ※いずれの算定式も千円未満切り捨て

①地域公共交通計画を策定した場合の算定式

対象人口×90円 + 200万円（定額）

②地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

③地域旅客運送サービス継続実施計画（以下「継続実施計画」という。）の認定を受けた場合の算定式

市区町村毎の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2

④地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表8ただし書きに係る場合（別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通の対象区域内の市町村であって、都道府県及び当該市町村を構成員に含む活性化法法定協議会に対し交付する場合）

①～③の算定式を基に算出した市町村ごとの上限額の合算

様式1-8 4. の「国庫補助上限額」欄（路線型「レ」欄／区域型「タ」欄）には、市区町村ごとの上限額（左記通達により算出）を系統毎に按分した額を記入します。合計額が当該市区町村の上限額を超えないよう注意しましょう。

上限額の系統ごと按分方法

按分方法は、**補助対象経費の1/2の合計額と市区町村上限額との割合を算出し、系統毎の補助対象経費の1/2に当該割合を乗じた金額**となります。

※上記以外の恣意的な按分方法については認められません。

なお、合計が市区町村上限額と同一になるように、差額を千円単位で補助対象系統に加算してください（差額の全額をある1系統につけても、1千円ずつ振り分けても可）

【例】 ○○市国庫補助上限額 7,400 千円

国庫補助上限額の系統別按分

運行事業者名	系統番号	補助対象経費の1/2(タ)又は(ヨ)	国庫補助上限額(端数調整前、千円未満切捨)	端数調整(手入力)	国庫補助上限額(端数調整後)
A社	1	1,500.0千円	1,121千円		1,121千円
	2	2,000.0千円	1,494千円	1千円	1,495千円
	3	1,000.0千円	747千円	1千円	748千円
	小計	4,500千円	3,362千円	2千円	3,364千円
B社	4	3,500.0千円	2,616千円		2,616千円
	5	1,900.0千円	1,420千円		1,420千円
	小計	5,400千円	4,036千円	0千円	4,036千円
合計		9,900千円	7,398千円	2千円	7,400千円

上限額との差額 2千円

STEP 1) 「上限額」÷「補助対象経費の1/2」の合計額を算出

$$7,400 \div 9,900 = 0.74747474 \dots (A)$$

STEP 2) 系統ごとの「補助対象経費の1/2」に(A)の割合を掛けて、系統ごとの暫定上限額（端数調整前、千円未満切捨）を算出

$$(A \text{ 社の系統番号 } 1 \text{ であれば、}) 1,500 \times (A) = 1121.21 \dots \Rightarrow 1121$$

STEP 3) STEP2で各系統に割り振った暫定上限額の合計値と、市町村上限額との「差額」を、任意の系統に振り分け、端数を調整

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

注意：補助対象外の系統について

下記のいずれかに該当する場合は、計画認定を受けていても補助対象外となりますので、**申請書（様式 1-8、1-5）に含めないで下さい。**

- ① 補助対象年度の前年度、前々年度の2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた（＝黒字である）（要綱別表7要件へ、ただし書き）※運送継続特例の場合は除外
- ② 補助対象期間に、当該運行系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達した（要綱別表7要件へ）
- ③ （路線定期運行のみ）補助対象期間の1回（＝1往復、循環系統の場合は1循環）当たりの輸送量【輸送人員÷運行回数】が2人未満である（要綱別表7要件子）地域公共交通計画（別紙、表1）に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%未満である（実施要領2.（1）⑩ア、イ）
- ④ 1運行系統の補助金交付申請額が1千円未満である（実施要領2.（1）⑩ウ）

上記①に該当する場合は、次年度以降、計画に含めることはできません。
上記②～④の場合は、当該年度の交付申請対象外となるものの、次年度以降の計画認定申請に含めることは可能です。



上記①～④に該当する場合や、上記以外の理由で交付申請を辞退する場合は、関東運輸局交通企画課までご一報下さい！

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント

よくあるご質問(交付申請書(運行費)関連)①

Q モビリティマネジメントの一環で、特定の日を全員「運賃無料デー」としました。この場合、輸送人員には当該日に乗車した分を加算するのでしょうか。

A 「輸送人員」について、無償乗車分の取扱いは以下の通りです。

- ・全ての旅客に対して無償とする場合、無償乗車分は輸送人員から除外する
- ・高齢者や障がい者等一部の旅客のみを無償で運行している場合は、輸送人員としてカウントする

上記の事例では、「輸送人員にはカウントしない」ということになりますが、当該「運賃無料デー」を計画運行回数に含めている場合は、運行実績を運行回数や実車走行キロに含めて構いません。



Q 当市では、小学生の定期代を市で全額補助していますが、「運送収入」については、当該定期代を含めてよいのでしょうか。

A 「運送収入」については、運賃相当額を地方公共団体から補填(※)している場合は運送収入に含め、赤字補填分を補助金等で賄っている場合の当該赤字補填分は、運送収入には含めません。

※運賃補填とは、地方公共団体が、本来旅客が支払うべき運賃相当額を旅客に代わってバス事業者を支払うもの。例えば、「福祉無料バス制度」のように、ある一定条件で住民がバスに乗車する際、本人負担はゼロとし、それに見合う運賃相当額を地方公共団体がバス事業者を支払うような場合における地方公共団体からの受入額。



Q 路線定期運行の補助対象系統で、続行便を運行しました。続行便分も実績運行回数や実車走行キロに含めて交付申請してよいのでしょうか。

A 計画運行回数に含まれていない「続行便」については、年間の計画運行回数の範囲内になる場合のみ、続行便も含めて交付申請することができます。事前に続行便の運行が想定され、その分も補助金申請したい場合は、計画運行回数の変更届出を提出して下さい。



よくあるご質問(交付申請書(運行費)関連)②

Q 事業年度途中で運行事業者が変更となりました。その場合、「事業報告書」はどのように提出すればよいのでしょうか。

A 事業者変更の事由は複数ありますので、以下表を参考に資料を作成・提出してください。

変更後の運行事業者に提出していただく事業報告書の期間

変更の原因	提出いただく事業報告の期間	備考
分社化	—	運行期間のみ 分社化後の事業実績
譲渡譲受	通年	—
合併	—	運行期間のみ 吸収合併した場合、事業報告書には合併前の実績が加算計上されるため
事業者変更	通年	—
		運行事業者が年度初めから一般乗合・自家用有償の許可を得ており、通年の事業実績がある場合

変更前の運行事業者に提出していただく事業報告書の期間

変更の原因	提出いただく事業報告の期間	備考
分社化	—	運行期間のみ 分社化する前の事業実績
譲渡譲受	通年	—
合併	—	—
事業者変更	通年	—
		乗合事業などから撤退した場合は、その時点までの事業実績

Q 年度途中で路線型の運行から区域型の運行に再編しました。その場合、再編前の路線型の運行分も申請できるのでしょうか。

A 交付要綱別表7「ト」に該当するため、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして、再編前の路線型による運行分も含め申請可能です。

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
- 2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント**
3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)
4. 事業評価

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

はじめに

ここでは、一般的な「車両減価償却費補助」交付申請書の作成ポイントをご説明いたします。
自家用有償旅客運送の車両、利便増進特例・運送継続特例が適用される車両、公有民営方式車両購入費国庫補助金、貨客混載導入経費国庫補助金についての交付申請書の作成につきましては、個別にご相談下さい。

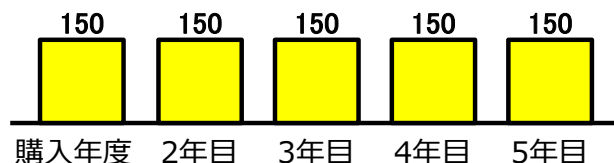
基本事項

- 車両減価償却費補助金は、補助対象期間中に新たに購入した車両の「減価償却費」及びその購入に係る「金融費用」が補助対象となります。
- 補助対象車両は、「主として補助対象フィーダー系統の運行に要すること」が要件となります。補助対象フィーダー系統以外の系統の運行に使用することも可能ですが、補助対象系統の走行割合が50%以上である必要があります。
- 補助対象期間は「60ヶ月（5年間）」となります。60ヶ月以上の期間を償却期間として設定することも可能ですが、あくまで補助対象となるのは60ヶ月分のみとなりますので、あらかじめ運行事業者の設定する減価償却期間をご確認下さい。
- 減価償却の手法は「定額法」と「定率法」のいずれかとなります。手法によって、各年度の交付額が異なりますので、あらかじめ運行事業者にいずれの手法で償却するかをご確認下さい。

定額法イメージ

補助額（5年間合計）750万円

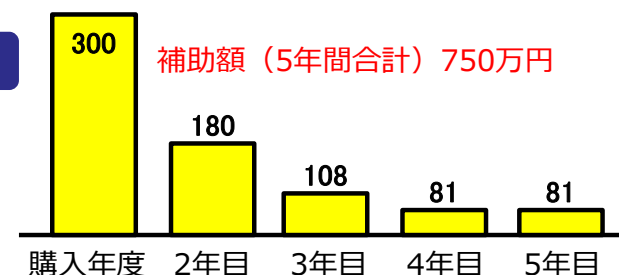
毎年同額ずつ
償却額を計上



定率法イメージ

補助額（5年間合計）750万円

毎年一定の割合で
償却額を計上



申請書一式

【毎年度提出】

- ① 様式1-10 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(車両減価償却費等補助金)交付申請書
- ② 様式1-10 (2. 申請の概要)
- ③ 補助対象系統走行率算定表 (任意様式)

【初年度のみ提出】

- ④ 見積書及び売買契約書又はリース契約書の写し
- ⑤ 補助対象経費内訳書
- ⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面
- ⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類 (任意様式)
- ⑧ 標準仕様ノンステップバス認定書の写し又は、標準仕様以外のノンステップバスを購入した場合には、その理由を記載した書類、移動円滑化基準省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受けた場合には、認定書の写し
- ⑨ 車検証の写し
- ⑩ バス車両の主要部分の写真 (ナンバープレートが確認できること)
- ⑪ 車両購入後の乗合バス事業用車両の状況 (車両数、平均車令)を示した書類 (任意様式)

【購入車両の費用に関するもの】

- ④ 売買契約書又はリース契約書の写し
※リース契約書はファイナンスリースであって、減価償却費としての計上が必要であることを確認できるもの。
・宛名は運送予定者等の名称にしてください。
- ⑤ 補助対象経費内訳書
(車両価格、付属品価格、改造費を区分した書類)
※④の挙証書類と金額が整合していることを御確認ください。

④

売買契約書

買主 （氏名） （住所） （電話番号）	売主 （氏名） （住所） （電話番号）
--	--

代金

備考欄

本契約は、買主と売主の間で締結され、双方が同意した内容に基づき作成されたものである。

締結書目表

項目	内容
1	契約の目的
2	代金の支払
3	引渡しの期日
4	保証金の交付
5	その他

買主 氏名

住所

電話番号

代金

備考欄

自動車リース契約書

[illegible]

内 訳 書

[illegible]

⑤

補助対象経費内訳書

	名称	価格	使用台数	補助対象費割合	備考
車両	草刈機本体価格			0	
	名称	価格	使用台数	補助対象費割合	備考
設備品	農業用二輪草刈機			0	
	カードリーダー・ライター (ICカード対応を除く)			0	
	農業表示器			0	
	無線専用灯管			0	
	行き先表示器			0	
	停留所名表示器			0	
	案内中表示灯			0	
	放送装置			0	
	パンダカメラ (パンダカメラ専用モニター)			0	
	農中継作車			0	
	アドリングストップ装置			0	
	ニールリング装置			0	
	ABS			0	
	押入ボタン			0	
	ホイル			0	
構造スキャップ			0		
窓枠用スロープ板			0		
窓枠用固定装置			0		
乗降段取り具			0		
乗降段に支柱を金具で 取り付け装置			0		
(低費用の交換を除く)			0		
会社	0	0	0		

※備考欄には個別の商品名称が登録簿等に記載されている場合に記載すること

【金融費用に関するもの】（金融費用を補助対象とする場合に添付）

- ⑥ 金融機関からの融資等の内容を確認できる書面（すべてリースにより取得している場合は不要。利率及び償還回数、元金均等・元利均等の別について記載が必要）
- ⑦ 実質年利及び支払い利息額の確認ができる書類（任意様式）

⑥

金錢消費貸借契約証書

〇〇〇〇 御中

債務者 住居〇〇-〇〇〇1-1
B.〇〇〇 〇〇

連帯保証人 住居〇〇-〇〇〇2-2
B.〇〇〇 〇〇

借入金額 Y〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
利率 年 〇. 〇%

返済方法 元金均等返済 (4-365日計算)
借入期間 〇年

元金返済の方法 分組返済
返済期間 〇〇〇〇年〇月 〇〇 令和〇年〇月
返済日 〇〇日
返済金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
控当金 年 〇〇, 〇〇 〇%

⑦

[illegible]

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

①様式1-10(車両減価償却費等補助金)交付申請書(表紙)

様式第1-10(日本産業規格A列4番)

番 号
令和 年 月 日

・文書番号を付さない場合、
様式の「番号」の記載は削除
して下さい(文書番号は必須
ではありません)

消さずにそのまま記載

国土交通大臣 殿

大臣の名前は記載不要

氏名又は名称 ○○協議会
住 所 ○市○○1-1
代 表 者 氏 名 会長 交通 太郎

令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(車両減価償却費等国庫補助金) 交付申請書

・記載の順番は変えない
・押印は不要

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金(車両減価償却費等国庫
補助金)の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

補助対象経費	補 助 金 の 額
○, ○○○千円	○○○千円

・千円単位で記載する
・補助対象の運行事業者が複数いる場
合は、全事業者分を合計した額を記載

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要)

②様式1-10(2. 申請の概要)

初年度～最終年度まで5(または6)年度分すべて作成し添付する。

●定額法の場合

(例) 購入年月 R7. 10月 → 減価償却費補助 R8年度～R12年度(5年度分)
購入年月 R8. 3月 → 減価償却費補助 R8年度～R13年度(6年度分)

R8補助年度	R9補助年度	R10補助年度	R11補助年度	R12補助年度	R13補助年度
--------	--------	---------	---------	---------	---------

R8. 3月

(R8は3月～9月の7か月分)

補助対象期間60ヶ月(5年間)

R13. 2月

(R13は10月～2月の5か月分)

●定率法の場合

初年度償却期間が12～8 か月は5年度分、7～1 か月は6年度分の作成となります。



補助対象系統の事業者が複数いる場合は、5(6)年度分1セットとして事業者毎に作成して下さい。

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和 年度)	
申請番号	自動車登録番号

I【申請番号・自動車登録番号】

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

--

II【購入車両減価償却費】

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から備忘価額を控 除した額(円)	木と限度額のうち 少ない方の額 (円)	普通償却限度額 (円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ヌとルのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円) ヲ×リ÷12(月)=カ	補助対象経費の 1/2の額 (千円) カ×1/2=コ	* 残存価額 (円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
					ニ-1円=ホ	ヘ			ト+チ=ヌ	ル	ヲ	リ			
計															

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

III【車両購入金融費用】

申請番号	金融費用補助対 象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費(円) ツ	補助対象経費の1/ 2の額(千円) ツ×1/2=ネ
計						

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円) ヨ+ネ

IV【所要経費】【負担者と負担割合】

【負担者とその負担割合】

【負担者ごとの負担割合】									
申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) I【申請番号・自動車登録番号】

3年目 (令和10年度)

申請番号	自動車登録番号
------	---------

2年目以降(令和9年度)

申請番号	自動車登録番号
------	---------

初年度(令和8年度)

申請番号	自動車登録番号
1	関東 222 お 2222

該当年度を記載する

自動車検査証

〇〇運輸支局長

〇年〇月〇日

関東 222 お 2222			

自動車検査証の「自動車登録番号」を記載する

「表6」申請番号を記載する
注:運行の用に供する
補助対象系統名(申請番号)
ではない

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

認定申請時に提出した「表6」

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
〇〇市	(株)〇〇	1	(2) △△地区デマンドタクシー	小型車両			14	令和4年10月			割賦
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) II【購入車両減価償却費】

○実費購入費(円) * 消費税を除く(初年度のみ記載)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

「定率法」もしくは「定額法」を記載

内訳書類(初年度のみ添付)と該当する金額が整合すること。
値引きがある場合、値引き後の金額を記載

申請番号	実費購入費(円) * 消費税を除く				実費購入費から減価償却額を控除した額(円) ニ-1円=ホ	もと限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額(円) (定率法)×0.4=ト (定額法)×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費の1/2の額(千円) ヲ×ワ÷12(月)=カ カ×1/2=コ	補助対象経費の1/2の額(千円) カ×1/2=コ	*残存価額(円) ヘ-カ=タ
	車両価格	附属品価格	改造費	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1	15,000,000	400,000	0	15,400,000											
計	15,000,000	400,000	0	15,400,000											

見積書(契約書の内訳書)

発行日: 令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 様

御見積金額 ¥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

車名	グレード
形式	駆動方式
総排気量	外装車色
	内装車色

車名	車内本体価格	17,050,000	品名	金額
車両本体価格	17,050,000		フロアマット	44,000
車両本体価格引額	550,000		サイドバイザー	11,000
車両店頭引渡価格	16,500,000		スタッドレスタイヤ	396,000
付属品	891,000		リョウキンパコ	374,000
計	17,391,000	A	バックモニター	66,000
販売	検査登録手続代行料			
納車費用	納車費用			
下取申請手続代行費用	下取申請手続代行費用			
車庫証明手続代行費用	車庫証明手続代行費用			
下取車査定料	下取車査定料			
リサイクル資金管理料金	リサイクル資金管理料金			
環境整備費用	環境整備費用			
リサイクル	シュレッダータスト料金			
	エアバック類料金			
	フロアマット			

補助対象経費内訳書

名称	価格	値引き額	補助対象経費	備考
車両本体価格	15500000	500000	15000000	
運賃箱・両替機	340000		340000	リョウキンパコ
カードリーダー・ライター (ICカード対応を除く)			0	
運賃表示器			0	
整理券発行機			0	
行き先表示器			0	
停留所名表示器			0	
乗降中表示灯			0	
放送装置			0	
バックカメラ・バックカメラ専用モニター	60000		60000	バックモニター
集中操作盤			0	
アダプティングストップ装置			0	
ーリング装置			0	
ABS			0	
押しボタン			0	
手すり			0	
補助ステップ			0	
車椅子用スロープ板			0	
椅子固定装置			0	
滑り止め (滑り止め装置を含む)			0	
ー塗装			0	
用の塗装を除く			0	
計	500000		15400000	

- ・契約書の内訳書をもとに、経費内訳書に税抜きで金額を記載します。
- ・内訳書について、補助対象となる車両本体、改造費や付属品には色づけをする等、どの項目が補助対象となるかわかりやすくして下さい。
- また、経費内訳書の備考欄に内訳書上の名称を記載して下さい。

は個別の商品



されている場合に記載すること。

※税抜

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

【参考】付属品について（実施要領 2（1）⑭）

以下の付属品は、補助対象となります。

- ・ 運賃箱、両替機
- ・ カードリーダー、ライター
（I Cカード対応のものは除く。）
- ・ 運賃表示器
- ・ 整理券発行機
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 乗降中表示灯
- ・ バックカメラ、バックカメラ専用モニター
- ・ 放送装置
- ・ 集中操作盤
- ・ アイドリングストップ装置
- ・ ニーリング装置
- ・ A B S
- ・ 押ボタン
- ・ 手すり
- ・ 補助ステップ
- ・ 車椅子用スロープ板
- ・ 車椅子固定装置
- ・ 車内滑り止め（凍結防止装置を含む。）
- ・ ボディー塗装（広告用の塗装を除く。）

【補足説明①】

スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンについて
以下の理由から、付属品の補助対象外となりますので、
ご留意下さい

- ・ 一般的な消耗品であり、固定資産として取り扱うことが想定されないこと
- ・ 車両の減価償却期間である5年と併せて、タイヤ及びチェーンも同等期間使用される見込みがないこと
- ・ 全国一律で運行の用に供するために必要と認められるものを補助対象としていること

【補足説明②】 ボディー塗装について

地方自治体のイメージキャラクターのボディー塗装は
補助対象として含めることができますが、

- ・ 公序良俗に反するようなもの
- ・ あまりに高額なもの
- ・ 観光目的のもの

以上のボディー塗装は補助対象に含まれません。
疑義が生じた場合は、個別に対応させていただきます。
なお、塗装を車両販売業者とは異なる業者に依頼する場合
も、車両を購入する事業者が費用負担するのであれば、
補助対象となります。

Q.改造費とはどのようなものですか？

A.乗合用の自動車に改造するための費用です。（例：乗降口扉を手動から自動にする場合等）

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) II【購入車両減価償却費】

○購入車両減価償却費の補助対象経費の計算方法 補助率：1／2

(A) 車両購入費用は次の①・②いずれか低い方(消費税を除く) = (ハ)

① 車両の種別による限度額

ノンステップ型車両：1,500万円、都市間連絡用車両：1,500万円

ワンステップ型車両：1,300万円、小型車両：1,200万円

② 実費購入額から備忘価格として1円を控除した額 = (ホ)

(B) 特別償却額：中小企業対象の制度で、「取得価格×30%」を通常の減価償却額とは別枠で特別に償却することができる

(課税ベースの利益から特別償却費を差し引くことで、法人税が減税できる) = (チ)

(C) は次の③・④いずれか低い方(ヲ) × 償却月数／12 = (カ)

③ 車両購入費用(A) × 償却率(定額法0.2、定率法0.4) + 特別償却額(B) = (ヌ)

④ 事業者の償却額 = (ル)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

「定率法」もしくは「定額法」を記載

補助対象経費の1/2(合計前)は
百円単位(0.1～0.9千円)まで記載

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額から 備忘価額を控除した額(円) ニ-1円=ホ	(A) 本と限度額のうち 少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額 (円) (定率法)へ×0.4⇒ (定額法)へ×0.2⇒	(B) 特別償却額 (円) チ	償却限度額 (円) ト+チ=ヌ	(C) 事業者償却額 (円) ル	ヌとルのうち少ない 方の額(円) ヲ	償却期間 (月) ヲ×ワ÷12(月)=カ	補助対象経費 (円) カ×1/2=コ	補助対象経費 の1/2の額 (千円) カ×1/2=コ	*残存価 額 (円) へ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
					ホ	ハ	イ	チ	ヌ	ル	ヲ		カ	コ	
計															

補助対象経費の1/2
合計額は千円未満切り捨て

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) II【購入車両減価償却費】(定額法)

(計算例) : ノンステップ型車両1,500万円(特別償却なし)
(事業年度始期に償却開始の場合(例) 10月償却開始)

●定額法

初年度 : $1,500\text{万円} \times 0.2 = 300\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 150\text{万円}$
 2年目 : $1,500\text{万円} \times 0.2 = 300\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 150\text{万円}$
 3年目 : $1,500\text{万円} \times 0.2 = 300\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 150\text{万円}$
 4年目 : $1,500\text{万円} \times 0.2 = 300\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 150\text{万円}$
 5年目 : $1,500\text{万円} \times 0.2 = 300\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 150\text{万円}$

→補助金合計 : $150\text{万} + 150\text{万} + 150\text{万} + 150\text{万} + 150\text{万} = 750\text{万円}$
(60か月計)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入費(円)*消費税を除く				実費購入費合計額 から減価償却額を控 除した額(円)	本と限度額のうち 少ない方の額 (円)		普通償却限度額 (円) (定率法) $\times 0.4 = \text{ト}$ (定額法) $\times 0.2 = \text{ト}$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとルのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円) $\text{ヲ} \times \text{ワ} \div 12 (\text{月}) = \text{カ}$	補助対象経費 の1/2の額 (千円) $\text{カ} \times 1/2 = \text{コ}$	* 残存価額 (円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計												
1年目	1	15,000,000	400,000	0	15,400,000	15,399,999	ヘ	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500	ヘーカ=タ 12,000,000
	申請番号					補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) $\text{ウ} \times 0.4 = \text{ム}$ (定額法) $\text{ナ} \times 0.2 = \text{ム}$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円) $\text{ク} \times \text{ヤ} \div 12 (\text{月}) = \text{マ}$ (最終年度) $\text{ク} = \text{マ}$	補助対象経費 の1/2の額 (千円) $\text{マ} \times 1/2 = \text{ケ}$	* 残存価額 (円)
2年目	1					15,000,000	12,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500	ラーマ=フ 9,000,000
3年目	1					15,000,000	9,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500	6,000,000
4年目	1					15,000,000	6,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1500	3,000,000
5年目	1					15,000,000	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,079,999	3,000,000	12	3,000,000	1500	0

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) II【購入車両減価償却費】(定率法)

(計算例) : ノンステップ型車両1,500万円(特別償却なし)
(事業年度始期に償却開始の場合(例) 10月償却開始)

●定率法

初年度 : $1,500\text{万円} \times 0.4 = 600\text{万円}$ (補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 300\text{万円}$

2年目 : 残存価格($1,500\text{万} - 600\text{万}$) $\times 0.4 = 360\text{万円}$ $\times$ 補助率 $1/2 = 180\text{万円}$

3年目 : 残存価格($1,500\text{万} - 600\text{万} - 360\text{万}$) $\times 0.4 = 216\text{万円}$ $\times$ 補助率 $1/2 = 108\text{万円}$

4年目 : 残存価格($1,500\text{万} - 600\text{万} - 360\text{万} - 216\text{万}$) $\times 0.4 = 129.6\text{万円}$

→普通償却限度額が[補助対象限度額1,500万] $\times$ [保証率0.108] = 162万円を下回る場合、
償却率を0.5(改定償却率)に変えて計算する。

⇒残存価格($1,500\text{万} - 600\text{万} - 360\text{万} - 216\text{万}$) $\times 0.5 = 162\text{万円}$ $\times$ 補助率 $1/2 = 81\text{万円}$

5年目 : 4年目で改定償却率を使った場合、次年度の普通償却限度額は前年度と同額とする。

⇒162万円(補助対象経費) $\times$ 補助率 $1/2 = 81\text{万円}$

→補助金合計 : $300\text{万} + 180\text{万} + 108\text{万} + 81\text{万} + 81\text{万} = 750\text{万円}$

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実質購入費(円)※消費税を除く				実質購入費合計額 から償却額を控 減した額(円)	普通償却限度額 (円) (定率法) $\times 0.4 = \text{ト}$ (定額法) $\times 0.2 = \text{ト}$	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	スとのうち少 ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	補助対象経費 の1/2の額 (千円)	* 残存価額 (円)
	車両価格	附属品価格	取組費	合計										
1年目	1	15,000,000	400,000	0	15,400,000	15,399,999	15,000,000	6,000,000	0	6,000,000	6,160,000	6,000,000	3000	9,000,000
2年目	1					15,000,000	9,000,000	3,600,000	0	3,600,000	3,696,000	3,600,000	1800	5,400,000
3年目	1					15,000,000	5,400,000	2,160,000	0	2,160,000	2,217,600	2,160,000	1080	3,240,000
4年目	1					15,000,000	3,240,000	1,620,000	0	1,620,000	1,663,200	1,620,000	810	1,620,000
5年目	1					15,000,000	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	1,663,199	1,620,000	810	0

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) Ⅲ【車両購入金融費用】

※金融費用を補助対象に加える場合、記入する。加えない場合は空欄。

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

「元利均等」もしくは「元金均等」を記載

申請番号	金融費用補助対象額(円) への額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち 低い方の率(%) ソ	補助対象経費(円) ツ	補助対象経費の1/2の額(千円) ツ×1/2=ネ
1	15,000,000	12	1.70%	1.70%	232,482	116.2
計						116

補助対象経費の1/2は百円単位
(0.1~0.9千円)まで記載

補助対象経費の1/2合計額は
千円未満切り捨て

実質年利及び支払い利息額の確認できる書面

借入金	返済期間(月数)	利率	返済額(毎月)
15,000,000	60	1.70%	¥260,952

返済月	回数	返済後残高	返済額	元金分	利息分	補助対象金融費用
元年度	1	¥14,760,298	¥260,952	¥239,702	¥21,250	
元年度	2	¥14,520,256	¥260,952	¥240,042	¥20,910	
元年度	3	¥14,279,873	¥260,952	¥240,382	¥20,570	
元年度	4	¥14,039,151	¥260,952	¥240,723	¥20,230	
元年度	5	¥13,798,087	¥260,952	¥241,064	¥19,889	
元年度	6	¥13,556,682	¥260,952	¥241,405	¥19,547	
元年度	7	¥13,314,935	¥260,952	¥241,747	¥19,205	
元年度	8	¥13,072,845	¥260,952	¥242,090	¥18,863	
元年度	9	¥12,830,413	¥260,952	¥242,433	¥18,520	
元年度	10	¥12,587,637	¥260,952	¥242,776	¥18,176	
元年度	11	¥12,344,517	¥260,952	¥243,120	¥17,832	
元年度	12	¥12,101,052	¥260,952	¥243,464	¥17,488	
元年度	13	¥11,857,243	¥260,952	¥243,809	¥17,145	
元年度	14	¥11,613,088	¥260,952	¥244,155	¥16,798	

- ・借入金額(「へ」の額以内)を金融費用補助対象額(円)に記載します。
- ・借入利率(%)>2.5%であれば、実質年利2.5%で算出します。
- ・実質年利及び支払い利息額の確認できる書面より、当該年度の利息分の合計を補助対象経費「ツ」に記載します。

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

②様式1-10(2. 申請の概要) IV【所要経費】【負担者とその負担割合】

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円) ヨ+ネ
1,616

購入車両減価償却の補助対象経費の1/2(ヨ)と
車両購入金融費用の補助対象経費の1/2(ネ)の
合計額を記載(千円単位で記載)

2. 申請の概要【地域内フィーダー系統(23条関係)】

初年度(令和4年度)

申請番号	自動車登録番号
1	関東 222 お 2222

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法/定額法)

定額法

申請番号	基費購入費(円)※注釈を参照				実費購入費(円)※注釈を参照 から減価償却を計算した額(円)	もと限度額のうち 少ない方の額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ス&のうちの少ない方の額(円)	償却期間 (月)	補助対象経費 (円)	補助対象経費の 1/2の額 (千円)	※残存価額 (円)
	車両価格	附属品価格	改造費	合計											
1	1,500,000	400,000	0	15,400,000	15,399,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500,000	12,000,000
計	1,500,000	400,000	0	15,400,000	15,399,999	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,080,000	3,000,000	12	3,000,000	1,500,000	12,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

元利均等

申請番号	金融費用補助対象 金額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費(円)	補助対象経費の1/2 の額(千円)
1	15,000,000	12	1.70%	1.70%	232,482	116,241
計						116,241

【所要経費】

国庫補助金申請額 (千円) ヨ+ネ
1,616

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
1	円	%	円	%	円	%	円	%	
合計	円	%	円	%	円	%	円	%	

【負担者とその負担割合】

申請 番号	負担者とその負担割合									「その他の者」の 具体的概要
	都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担			
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
1	円	%	1494000	円	100	%	円	%		
	円	%		円		%	円	%		
合計	円	%		円		%	円	%		

国庫補助額以外の負担者とその負担割合を記載

2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント

③補助対象系統走行率算定表（任意様式）

関東運輸局

補助対象系統(幹線・フィーダー)走行率算定表

作成年月日 令和5年〇〇月〇〇日

記載例

令和5年度

事業者名	補助制度	補助開始年度	車両番号	協議会名	幹線系統		フィーダー系統		その他の路線	全実車走行キロ (d)=(a)+(b)+(c)	補助対象系統走行率 (a)+(b)÷(d)
					申請No.	実車走行キロ (a)	申請No.	実車走行キロ (b)	実車走行キロ (c)		
〇〇市	減価償却費	R1	水戸〇〇〇 × △△	〇〇市地域公共交通活性化協議会			(2)	30,044 km	0 km	30,044 km	100.00%
株〇〇タクシー	減価償却費	R4	水戸〇〇〇 × ▲▲	〇〇市地域公共交通活性化協議会			(4)	7,124 km	680 km	7,804 km	91.29%

交付要綱別表 1 1 のロ の要件
 《主として（幹線・フィーダー）補助対象系統の運行の用に供するもの》
 = 50%以上、を確認

1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
- 3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)**
4. 事業評価

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

スケジュール（運行費補助）

補助要綱第18条（第11条第1項の準用）に基づき、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに交付申請書を提出する必要があります。

（例：R8年度事業）

R7年度												R8年度												R9年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		R8計画認定申請			R8計画認定														R8交付申請		R8事業評価		R8交付決定・額の確定通知	R8補助金支払い		

R8年度事業 補助対象運行期間
(R7年10月～R8年9月)

スムーズに交付申請を行えるよう、運行期間中から交付申請に必要なデータ等の整理をしておきましょう！



3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

スケジュール（車両にかかる補助）

車両にかかる補助は一部、交付申請の提出期限が異なります。

○車両減価償却費等補助金（特例無し）→提出期限：会計年度の11月30日（運行費補助と同様）

※下図の①

●車両減価償却費等補助金の特例（一括補助、自家用有償）

●公有民営方式車両購入費国庫補助金

●貨客混載導入経費国庫補助金

→提出期限：会計年度の2月10日

※下図の②

(例：R8事業年度)

R7年度												R8年度												R9年度		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
		R8計画認定申請			R8計画認定														① R8交付申請		R8事業評価		② R8交付申請	額①・②の確定通知	①・② R8補助金支払い	
①運行費・車両減価償却費実施期間 (R7.10～R8.9)												②車両減価償却費等補助金の特例、公有民営、貨客混載実施期間 (R8.4～R9.1)														

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

実施フロー（交付申請抜粋版）

※全体版はフィーダー補助金のイロハ(計画認定申請編)をご参照ください。
※事業評価についての詳細は第4章をご覧ください。

→青色は申請者が実施、黄色は国が実施する項目

計画認定通知（前年9月下旬）

事業期間（10月～9月）

交付申請（締切：11月30日）

事業評価提出（締切：1月31日）

交付決定・額の確定通知（2月下旬～3月頃）

支払請求書提出

口座へ補助金振込（3月下旬～4月頃）

・認定を受けた内容から変更が生じる場合は、**事前に計画変更手続き**を行ってください。

・10月下旬頃、申請様式や提出方法についての案内メールを自治体あて送付します。

・協議会を開催し、事業評価を行ってください。

（参考：令和7年度は2月24日）

・記載内容の確認を行うため、事前に仮提出いただきます。

・入金日は事前にお知らせできないため、口座をご確認ください。

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

提出方法について

押印不要です。データ形式でご提出ください（Word,Excel形式のままで結構です）。
（※押印した申請書を提出したい場合は、事前にご相談ください）

【提出先】 関東運輸局交通政策部交通企画課 1 係 あて
[ktt-koutsuu1\(アット\)ki.milt.go.jp](mailto:ktt-koutsuu1@ki.milt.go.jp) ※（アット）部分を@に置き換えて下さい

注意点

- 各申請・作業についてはその都度メールでご案内します。
- 必ず当該年度に送付した様式でご提出ください。
- 交付申請を行わない系統がある場合は、その旨と理由（例：交付申請要件の〇〇を満たさなかったため）について簡単で構わないのでご一報ください。
- 交付申請提出後に、申請者の住所・名称・代表者名に変更が生じる（生じた）場合は、速やかに当課あてご連絡ください。

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

支払請求書

※フィーダー補助、車両補助の両補助を受けている場合、補助種別ごとに支払請求書を作成してください。
(様式は共通)

様式第1-21 (日本産業規格A列4番)

令和 年 月 日

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

氏名又は名称 ○○市地域公共交通活性化協議会

住 所 ○○県○○市○○123番1号

代表者氏名 会長 ○ ○ ○ ○

令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業) 支払請求書

・「氏名又は名称」、「住所」、
「代表者氏名」の記載の順番は
変えない
・押印は不要
(※押印した申請書を提出した
い場合は事前にご相談くださ
い。)

令和 年 月 日付け国総地第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記の
とおり請求します。

この様式は次ページに続きます

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

前ページからの続きです

交付申請書(様式1-8、様式1-10)鑑の
「補助金の額」を円単位で記入。
※車両補助も受けている場合、補助金額は
合算せず、それぞれの補助金額を記入

口座名義に記載の代表者(会長、事務局長
等)が(新年度などに)変更になる場合は、
事前に当課あてご相談下さい。

1. 補助金額 金 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

2. 受取人
(口座名義)

住所 〇〇県〇〇市〇〇123番1号

氏名 まるまるしちいきこうきょうこうつうかつせいかきょうぎかい
〇〇市地域公共交通活性化協議会 かいちょう 会長 まるまる 〇〇 まるまる 〇〇

ふりがな も記載

3. 振込先金融機関
及び支店名

さんかくさんかくぎんこうまるまるしてん
△△銀行〇〇支店

ふりがな も記載

4. 預金種別

普通

口座番号の始めに「0」がつく場合、
「0」も省略しないで7桁記載

5. 口座番号

1 2 3 4 5 6 7

6. 担当者名及び連絡先

担当者名 : 〇〇市役所〇〇課 △△
連絡先 : 03-XXXX-XXXX

※要記載

3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)

よくあるご質問（入金口座・契約関係）



Q 法定協議会名義の口座は必須でしょうか？当市の協議会は条例で首長の附属機関に定められていて、財務会計行為が一切行えないのですが…。

A

原則は法定協議会名義の口座が必要です！

ただし、条例で附属機関に定められており、財務会計行為が一切出来ない等、やむを得ない理由がある場合は、交付申請書に「理由書」を添付していただき、自治体の会計口座へ支払うことを特例的に認めています。その他ご事情については、個別にお問い合わせ下さい。

なお、「法定協議会名義の口座が現状ないから」「事務手続きが煩雑だから」といった理由では認められません。



Q 運行事業者との業務委託契約や運行協定の契約主体が自治体であったとしても、運行事業者への委託金・補助金等の支払は、協議会の口座を介して行う必要がありますか？

A

運行事業者への委託金・補助金等の支払について、協議会の口座を介することは要しません。（今後取扱いが変更になる可能性もございます。その際は別途ご案内させていただきます。）



1. 交付申請書(運行費)作成のポイント
2. 交付申請書(車両減価償却費)作成のポイント
3. スケジュール等(交付申請～入金までの手続き)
- 4. 事業評価**

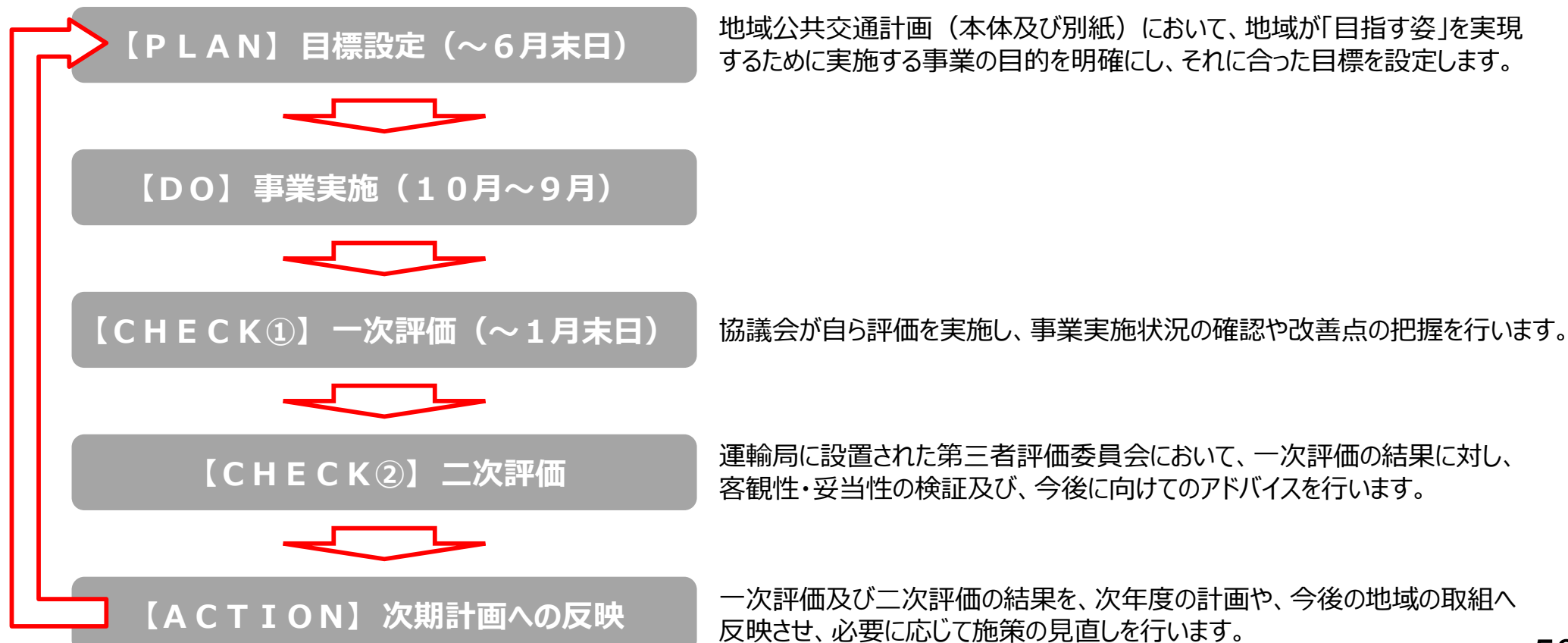
事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります！



事業評価の流れ

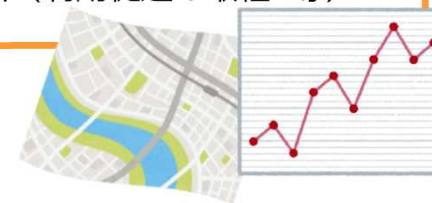


【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要があります。）

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）						評価1
協議内容：						令和 年 月 日
計画対象事業者名： 地域内フェリー-系統経路確保持続活用補助費						
①地域公共交通事業種別	②事業実施経緯	③経理上の区分並びに 事業計画記載上の区分等	④事業実施上の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業計画の進捗状況 （関係者意見含む）	

[illegible]

- (例)
- ・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス 等）
 - ・補助対象事業の運行系統図・区域図
 - ・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支 等）
 - ・その他参考となる資料（利用促進の取組 等）



https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/business-evaluation.html

事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要です！



② 事業概要：

系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合には、その旨を記載する。

③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性：

地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標・効果達成状況：

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した

B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった

C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：

事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。